

学士の連名で「肺臓及肝臓ジストーマ虫ノ実験」と題して、単行本として刊行された。

明治二十一年（一八八八）岡山医学校が廃され、第三高等中学校医学部となり、同二十三年七月、東大三浦守治病理学教授の門下生桂田富士郎（石川県医学校卒）が病理学担当の専任講師として来任し、同二六年教授に昇任した。同二十三年九月から翌二十四年九月まで、桂田によって九例の剖驗が行われ、その記録は東京医学会雑誌に掲載された。なお平成二年十一月十七日岡山大学病理学教室開講百周年記念式が開催され、演者が「岡山の病理解剖事始め」と題して記念講演を行った。

（岡山大学医学部）

## 「京都看病婦學校設立趣旨」について

渋谷 鉞、谷津 三雄

明治十九年に発足した京都看病婦學校は、わが国第二番目の看護教育機関で、同志社をつくった新島襄により創設された。そこでその設立趣旨や設立時の学校校則について「明治十九年十月京都看病婦學校設立趣旨」を資料として述べる。「彼ノ有名ナルクリ、ミヤノ役ニ英國ノ士卒多ク傷ヲ蒙リ又多ク病ニ罹リシカバ戰地ナル軍人病院ニ於テ看病人ノ欠乏ヲ告グルコト頗ル急ナリ」にはじまり、その看病にあつた功績に対し英國政府から巨額の金をうけたナイチンゲールがその金で看病婦學校を設立した。このナイチンゲールが創立した學校を模範として、「米國ノ都府到ル所トシテ看病婦學校ノ設アラザルハ稀ナリ」「當今英米二國ニ於テ此校ニ入學ヲ志願スルモノ甚タ多ク、學校ハ毎ニ其

需ニ應ズルコト能ハサル」に對し、日本は「看病法教授ノ如キハ未ダ其端緒ニダモ就カサルノ有様ニテ良醫良藥モ不法無術ナル看病人ノ為メ空ク無効ニ屬スルコトアリ治スベキ疾病モ為メニ治セズ死ヌベカラサリシモノモ為メニ死セシムルコトヲ免レズ、云々、此レ奮ニ一醫ノ言ニ非ス我儕モ亦實地目撃シテ常ニ遺憾トスルトコロナリキ。以此我儕今般相謀リ乃チ京都ニ此看病婦學校ヲ設立セント欲ス」から、その設立趣旨を知り得る。また「今夫レ同志社々員ガ此事業ヲ發起セント欲スルニ當リ深ク信スルトコロノモノハ即チ此ノ學校ニヨリ直接ノ裨益ヲ蒙ル我邦人ハ勿論我國ニ在留セラルル外友諸君ニ於テモ皆必ズ此學ヲ賛成シ玉フコトナリトス……此學ヲシテ成就セシムルニハ即チ我儕ニ於テモ亦其土地ヲ購求シ其家屋ヲ構造スルコトヲ負擔スルニ在リ而テ今此土地ヲ求メ此家ヲ造ラント欲スルニ當リ概ネ二千圓ノ必要ヲ見ルナリ……應分ノ救助ヲ惠ミテ此業ヲ遂ゲシメ給ハンコトヲ切望ノ至ニ堪ヘサルナリ」と設立に對する募金について述べられてゐる。なお、發起人は「京都府 新島襄、京都府 山本覺馬、京都府 中村榮助、新潟縣 松山高吉、熊本縣 伊勢時雄」の五名である。最

終ページには「附言」として「前文趣旨書ニ陳述セシ如ク看病婦學校創立ノ為メ廣ク江湖慈善家ノ賛成ヲ仰カントスル就テハ今回東京横濱并ニ京坂神其外各地方ニ於テ我ガ社友中然ベキ人ニ京都看病婦學校寄附金募集委員ノ名義ヲ以テ寄付金募集ノコトヲ委托シ且右募集金預リ方ハ京都第一銀行支店ニ依頼シ……本校創立事務假本部（便宜ニヨリ當分ノ内、京都寺町通、丸太町上ル新島襄方ヲ假本部ト定ム）迄御送附アラントヲ乞フ」とあり、創立當時の苦勞を知ることが出来る。なお「京都看病婦學校々則一覽」が、本資料のなかに折り込まれてゐる。そのなかから二三を摘録すると次の如くなる。「校則 一入学者ノ年齢ハ三十年乃至四十年ヲ以テ最好トス。但シ看病ヲ以テ其職業ト為ササル者ハ此限ニアラス。一生徒入學試験ノ科目ハ左ノ如シ。一、聖書ノ文義ヲ了解シ得ヘキコト。二、通用スル丈ケニ文字ヲ書キ得ヘキコト。三、事物ヲ觀察スル敏捷精密ナルコト。一生徒修學ノ期限ハ一ヶ年六ヶ月トス。一束脩并ニ月謝ハ之ヲ要セス。一食料ハ物價ノ高低ニヨツテ多少ノ差異アリト雖毎月凡ソ貳圓五拾錢トス。教則 一教授ハ専ラ校監教師助教等之ヲ負擔シ病院長モ亦タ口述及

ヒ實施ヲ以テ之ヲ授クベシ。但シ生徒ノ試験ハ専ラ實檢上ニ限り時々執行スベシ。一生徒修學中ハ理論的及應用的ノ教授ヲ受ケ病院ノ室内ニ於テ勤勞シ又市中ニ於テ貧困ナル病人ノ為メニ實地施術スルヲ得ベシ。一修學科目ハ看病術、解剖術、生理學、衛生學及ヒ聖書等トス。一實施修練科目ハ左ノ如シ。一、發泡、火傷、潰瘍、及ヒ創傷ノ治療法、并ニ蒸湯法、毒布劑、等ノ施用法其他、外科小施術。

二、吸角及ヒ水蛭ノ施用并ニ其後ノ取扱法。三、檢温、檢脉、及ヒ呼吸ノ檢査法。四、病ノ種類ニ應ジ、身体及ヒ四肢ニ按摩ヲ適用スルノ法、灌腸法及ヒ、「カテトル」ノ用法。……八、患者ニ藥劑ヲ給與シ又外科治療ノ時「エーテル」ヲ適用スルコト。……一教師ハ生徒ガ看護ニ從事スルニ當リ勉メテ患者ヲシテ其醫師ヲ信任セシメ又患者ノ事情及ヒ看護取扱ニ付テ其望ム所ヲ察知シテ之ヲ醫師ニ通知シ以テ醫師ヲ補佐ス可キコトヲ教ユベシ、且退校ノ節ニハ切ニ此事ヲ勸諭ス可シ。舍則一生徒ハ病院構内ノ校舎ニ起臥シ且病室ニ於テハ見習ノ為メ看病ノコトニ從事スベシ。一生徒ハ節制、忠實、靜穩、敬肅、清潔、忍耐、深切、機敏、快活ナランコトヲ要ス。一生徒ハ病室ニ在テ其職ニ從

事スル間ハ袖附ノ前懸、及ヒ塵除ケノ帽ヲ用ユベシ此服ハ病院ヨリ給與スベシ、其他ノ衣服ハ生徒ノ自辨タルベシ」とあり、さらに「前上ノ規則ヲ遵奉シ全科ヲ卒業シタル生徒ニハ其學識及ヒ才能ヲ保証スヘキ卒業證書ヲ授與スベシ。但シ生徒卒業後、勤勞ノ場所ヲ擇フコトハ各自ノ勝手ニシテ或ハ慈善ノ事業ニ或ハ公私ノ病院ニ或ハ通常ノ家ニ於テ有益ノ施術ヲ為シ得ベシ。」と結ばれている。

(日本大学松戸齒学部)